

香川県報



第86号

平成18年

10月31日(火曜日)

香川県知事 真鍋武紀

告示

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

●鳥獣保護区の存続期間の更新	（みどり保全課）	一
●休猟区の指定	（"）	二
●銃猟禁止区域の指定	（"）	二
●障害者自立支援法の規定による事業者の指定	（障害福祉課）	五
障害者自立支援法の規定による事業所の所在地の変更の届出	（"）	五
道路の区域変更	（道路課）	六
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（河川砂防課）	六
港湾施設の供用開始	（港湾課）	六
大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告	（経営支援課）	七
土地改良事業の適否決定	（土地改良課）	七
土地改良事業の認可（二件）	（"）	八
選挙管理委員会告示	（"）	八

告示

政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨

香川県告示第六百四十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域を縮小して存続期間を更新する。

平成十八年十月三十一日

- 一 名称
弥勒（みろく）鳥獣保護区
- 二 区域

さぬき市大川町地内の市道羽鹿弥勒線と主要地方道高松長尾大内線との交点を起点とし、同所から主要地方道高松長尾大内線を南東に進み市道鹿庭弥勒線との交点に至り、同所から市道鹿庭弥勒線を南に進みみろく自然公園サッカー場南側駐車場北東端に至り、同所からみろく自然公園サッカー場南側駐車場に沿って南に進みみろく自然公園サッカー場南側駐車場南東端に至り、同所から後線を西に進み四国電力株式会社鉄塔に至り、同所から市道羽鹿弥勒線と遊歩道との交点（ふじ園北側）に向かって直線に進み市道羽鹿弥勒線と遊歩道との交点に至り、同所から市道羽鹿弥勒線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域並びにさぬき市大川町富田中三五一八、四、三五一九一から三五一九三まで及び三三三七二の各地番の区域

三 存続期間

平成十八年十一月十五日から平成二十八年十一月十四日まで

四 保護に関する指針

- 1 指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- 2 指定目的
当該区域は、東さぬき自然休養村「みろく自然公園」として昭和五十四年に開設、弥勒（みろく）池を中心とした敷地内に野球場、サッカー場、テニスコート、キャンプ場、ログハウス、フィールドアスレチック、花木園、ふれあい農園、宿泊研修施設等が整備されており、年間を通じて多くの利用者がある。
区域内には小鳥類が数多く生息しており、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人々が、身近な自然に親しみながら楽しめる場所であることから、鳥獣保護区に指定し、その保全を図る。
- 3 管理方針
定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害す

る行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

香川県告示第六百四十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。

平成十八年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 名称

綾川・まんのう休猟区

二 区域

綾歌郡綾川町地内の一般国道三七七号と主要地方道府中造田線との交点を起点とし、同所から主要地方道府中造田線を南に進み一般県道造田滝宮線との交点に至り、同所から一般県道造田滝宮線を北西に進み一般国道三七七号との交点に至り、同所から一般国道三七七号を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

三 面積

二、〇〇〇ヘクタール

四 存続期間

平成十八年十一月十五日から平成二十一年十一月十四日まで

香川県告示第六百四十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定する。

平成十八年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名称	区 域	面 積	存続期間
内海ゴルフ場銃猟禁止区域	小豆郡小豆島町地内の一般国道四三六号と町道ゴルフ場線との交点を起点とし、同所から町道ゴルフ場線を南西に進み町道ゴルフ場線の終点に至り、同所から三角山に至る稜線を南西に進み三角山山頂に至り、同所から普通河川当浜川	一六五ヘクタール	平成十八年十一月十五日から平成二十三年十一月十四日

天王銃猟禁止区域	さぬき市長尾東地内の市道新本通り線と主要地方道志度山川線との交点を起点とし、同所から主要地方道志度山川線を北に進み主要地方道三木津田線との交点に至り、同所から主要地方道三木津田線を東に進み市道石田造田線との交点に至り、同所から市道石田造田線を南東に進み市道八坂町横内線との交点に至り、同所から市道八坂町横内線を西に進み市道新本通り線に至り、同所から市道新本通り線を西に進み起点に至る線で囲まれた区域	三三六ヘクタール	平成十八年十一月十五日から平成二十三年十一月十四日まで
鞍掛銃猟禁止区域	綾歌郡綾川町地内の主要地方道府中造田線と一般国道三七七号との交点を起点とし、同所から一般国道三七七号を西に進み町道大坪有岡上ノ原線との交点に至り、同所から町道大坪有岡上ノ原線を北東に進み町道浦山宮武線との交点に至り、同所から町道浦山宮武線を北西に進み町道白髪淵線との交点に至り、同所から町道白髪淵線を東に進み農道との交点に至り、同所から農道を北に進み高松琴平電鉄琴平線との交点に至り、同所から高松琴平電鉄琴平線を東に進み一般県道高松琴平線との交点に至り、同所から一般県道高松琴平線を東に進み主要地方道府中造田線との交点に至り、同所から主要地方道府中造田線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域	七四八ヘクタール	平成十八年十一月十五日から平成二十三年十一月十四日まで

満濃ゴルフ場銃猟禁止区域

仲多度郡まんのう町地内の農道大井手線と町道広袖大谷川線との交点を起点とし、同所から町道広袖大谷川線を北東に進み農道炭所線との交点に至り、同所から農道炭所線を北東に進み一般県道造田滝宮線との交点に至り、同所から一般県道造田滝宮線を南東に進み林道大井手線との交点に至り、同所から林道大井手線を南西に進み農道大井手線との交点に至り、同所から農道大井手線を西に進み起点に至る線で囲まれた区域

二一四ハ
ク
ター
ール

平成十八年十一月十五日から平成二十三年十一月十四日まで

白山銃猟禁止区域

木田郡三木町地内の町道白山南山田線と町道池戸井戸線との交点を起点とし、同所から町道池戸井戸線を西に進み鹿伏南地線との交点に至り、同所から町道鹿伏南地線を北に進み町道鹿伏鳥打線との交点に至り、同所から町道鹿伏鳥打線を東に進み町道正一駒足線との交点に至り、同所から町道正一駒足線を南東に進み町道鹿伏鳥打東線との交点に至り、同所から白山山頂に向かつて直線に進み白山山頂に至り、同所から五分一池の西の白山登り口に向かつて直線に進み町道白山南山田線との交点に至り、同所から町道白山南山田線を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

二二〇ハ
ク
ター
ール

平成十八年十一月十五日から平成二十三年十一月十四日まで

高松銃猟禁止区域

高松市香西北町地内の市道平賀芝山線と海岸線との交点を起点とし、同所から香西(東)地区最北西端(香東川浄化センター北西側)に向かつて直線に進み香西(東)地区最北西端に至り、同所から海岸線を東に進み本津川左岸最北端に至り、同所から本津川右岸最北端に向かつて直線に進み本津川右岸最北端に至り、同所から海岸線を東に進み貯木場北防波堤との交点に至り、同所から貯木場北防波堤を北東に進み貯木場北防波堤最東端に至り、同所から貯木場東防波堤最北端に向かつて直線に進み貯木場東防波堤最北端に至り、同所から香東川右岸最北端に向かつて直線に進み香東川右岸最北端に至り、同所から外防波堤最北端に向かつて直線に進み外防波堤最北端に至り、同所からF地区最北西端に

一〇、二
六二ハ
ク
ター
ール

平成十八年十一月十五日から平成二十三年十一月十四日まで

向かつて直線に進みF地区最北西端に至り、同所から海岸線を東に進みF地区最北東端に至り、同所からG地区最北西端に向かつて直線に進みG地区最北西端に至り、同所から海岸線を東に進みG地区一号防波堤最西端に至り、同所からG地区一号防波堤を東に進みG地区二号防波堤最北端に向かつて直線に進みG地区二号防波堤最北端に至り、同所からG地区二号防波堤及び海岸線を南に進み市道高松海岸二号線との交点に至り、同所から市道高松海岸二号線を東に進み春日川左岸最西端との交点に至り、同所から春日川左岸を南東に進み一般国道一一号との交点に至り、同所から一般国道一一号を東に進み主要地方道高松牟礼線との交点に至り、同所から主要地方道高松牟礼線を北東に進み一般県道牟礼中新線との交点に至り、同所から一般県道牟礼中新線を東に進み一般国道一一号との交点に至り、同所から一般国道一一号を東に進み市道宮の前西村線との交点に至り、同所から市道宮の前西村線を南西に進み一般県道高松志度線との交点に至り、同所から一般県道高松志度線を西に進み主要地方道三木牟礼線との交点に至り、同所から主要地方道三木牟礼線を西に進み一般県道高松志度線との交点に至り、同所から一般県道高松志度線を西に進み市道山奥線との交点に至り、同所から市道山奥線を南に進み農道大町五五号線との交点に至り、同所から農道大町五五号線を南西に進み古池堤防を経て積谷池に至り、同所から牟礼斎場に通じる山道を北東に進み主要地方道三木牟礼線との交点(牟礼斎場)に至り、同所から主要地方道三木牟礼線を南に進み通称風呂谷立石道との交点(新立石トンネル上部)に至り、同所から通称風呂谷立石道を西に進み風呂谷橋に至り、同所から馬床谷を西に進み峰ヶ池畔(高松市と三木町との境界)に至り、同所から前田山テレビ送信所作業道を西に進み前田山テレビ送信所に至り、同所から市道奥の坊大空線に通じる農道を北に進み市道奥の坊大空線との交点に至り、同所から市道奥の

坊大空線を北西に進み市道中谷奥の坊線との交点に至り、同所から市道中谷奥の坊線を北に進み市道奥の坊線との交点に至り、同所から市道奥の坊線を西に進み主要地方道塩江屋島西線との交点に至り、同所から主要地方道塩江屋島西線を南に進み主要地方道三木国分寺線との交点(吉田川橋東詰)に至り、同所から主要地方道三木国分寺線を西に進み主要地方道塩江屋島西線との交点(吉田川橋西詰)に至り、同所から主要地方道塩江屋島西線を南に進み市道平田外山線との交点に至り、同所から市道平田外山線を東に進み主要地方道三木綾川線との交点に至り、同所から主要地方道三木綾川線を東に進み高松市と三木町との境界に至り、同所から高松市と三木町との境界を南東に進み市道東植田町七〇号線との交点に至り、同所から市道東植田町七〇号線を西に進み市道東植田町六九号線との交点に至り、同所から市道東植田町六九号線を南に進み主要地方道塩江屋島西線との交点に至り、同所から主要地方道塩江屋島西線を南に進み市道朝倉川北岸線との交点に至り、同所から市道朝倉川北岸線を北西に進み市道東植田町七〇号線との交点に至り、同所から市道東植田町七〇号線を北西に進み主要地方道三木綾川線との交点に至り、同所から主要地方道三木綾川線を北に進み一般県道西植田高松線との交点に至り、同所から一般県道西植田高松線を北に進み市道池田町六号線との交点に至り、同所から市道池田町六号線を西に進み市道竹林寒風線との交点に至り、同所から市道竹林寒風線を北西に進み市道三谷町九〇号線との交点に至り、同所から市道三谷町九〇号線を西に進み主要地方道中徳三谷高松線との交点に至り、同所から主要地方道中徳三谷高松線を北に進み市道宮浦線との交点に至り、同所から市道宮浦線を西に進み市道北山八幡線との交点に至り、同所から市道北山八幡線を西に進み市道犬の馬場中央線との交点に至り、同所から市道犬の馬場中央線を南に進み市道北山八幡原線との交点に至り、同所から市道北山八幡原線を東に進み市道東中尾

(第九三八五号)

平池銃猟禁止区域

北池線との交点に至り、同所から市道東中尾北池線を西に進み市道馬山線との交点に至り、同所から市道馬山線を西に進み市道三二号香川用水東線との交点に至り、同所から市道三二号香川用水東線を西に進み一般県道岩崎高松線との交点に至り、同所から一般県道岩崎高松線を北に進み主要地方道三木国分寺線との交点に至り、同所から主要地方道三木国分寺線を西に進み一般県道高松琴平線との交点に至り、同所から一般県道高松琴平線を南西に進み市道円座香西線との交点に至り、同所から市道円座香西線を北西に進み主要地方道三木国分寺線との交点に至り、同所から主要地方道三木国分寺線を西に進み市道檀紙森光線との交点に至り、同所から市道檀紙森光線を北に進み一般県道円座香西線との交点に至り、同所から一般県道円座香西線を北西に進み一般県道国分寺太田上町線との交点に至り、同所から一般県道国分寺太田上町線を北西に進み一般国道一〇号との交点に至り、同所から一般国道一〇号を西に進み一般県道国分寺太田上町線との交点に至り、同所から一般県道国分寺太田上町線を北西に進み主要地方道高松善通寺線との交点に至り、同所から主要地方道高松善通寺線を北東に進み市道山口一〇号線との交点に至り、同所から市道山口一〇号線を西に進み市道中央線との交点に至り、同所から市道中央線を東に進み主要地方道高松善通寺線との交点に至り、同所から主要地方道高松善通寺線を北に進み一般県道円座香西線との交点に至り、同所から一般県道円座香西線を北に進み市道香西臨港線との交点に至り、同所から市道香西臨港線を北に進み主要地方道高松王越坂出線(通称旧道)との交点に至り、同所から主要地方道高松王越坂出線(通称旧道)を北西に進み市道平賀芝山線との交点に至り、同所から市道平賀芝山線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、石清尾鳥獣保護区を除く。

高松市仏生山町、香川町地内の平池(池敷を含む)

四〇ヘクタール 平成十八年十一月十五

如意輪寺統 獵禁止区域	高松市国分寺町地内の市道川西中央一号线と市道中筋・西川西線との交点を起点とし、同所から市道中筋・西川西線を東に進み市道上向田・東川西線との交点に至り、同所から市道上向田・東川西線を南に進み市道北部中央線との交点に至り、同所から市道北部中央線を南西に進み市道中西・東奥線との交点に至り、同所から市道中西・東奥線を北に進み市道東奥一号线との交点に至り、同所から市道東奥一号线を北に進みふるさと農道との交点に至り、同所からふるさと農道を東に進み市営公園墓地北側の道路との交点に至り、同所から市営公園墓地北側の道路を東に進み市道川西中央一号线との交点に至り、同所から市道川西中央一号线を南に進み起点に至る線で囲まれた区域	一二〇ヘ ク タール	日から平成 二十三年十 一月十四日 まで
塩井池・双 子池統獵禁 止区域	観音寺市粟井町地内の市道信末駅裏線と一般国道三七七号との交点を起点とし、同所から一般国道三七七号を南西に進み一般国道粟井観音寺線との交点に至り、同所から一般国道粟井観音寺線を北西に進み主要地方道善通寺大野原線との交点に至り、同所から主要地方道善通寺大野原線を北東に進み市道信末駅裏線との交点に至り、同所から市道信末駅裏線を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域	一六二ヘ ク タール	平成十八年 十一月十五 日から平成 二十三年十 一月十四日 まで
木沢統獵禁 止区域	坂出市王越町木沢字大越一六〇六 一及び一六〇六 六から一六〇六 九までの各地番の区域	二六ヘ ク タール	平成十八年 十一月十五 日から平成 二十三年十 一月十四日 まで

香川県告示第六百五十号
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指

定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所 在 地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	指定年月日	サービスの種類
三七二〇〇 〇八八八	西春日ホームヘル プサービス 高松市西春日町一 五一〇一	社会福祉法人サマ リヤ 高松市西春日町一 五一〇一	平成十八年 十月十日	居宅介護 重度訪問介護
三七二〇〇 〇五一六	株式会社ケアサー ビス長谷川丸亀営 業所 丸亀市郡家町三五 九六二	株式会社ケアサー ビス長谷川 高松市築地町八 一七	平成十八年 十月十日	居宅介護 重度訪問介護
三七二〇〇 〇七六三	スローライフ児童 デイサービス、や つたーまん！！ 高松市御殿町一六 六九二	有限会社スローラ イフ 高松市御殿町一六 六九二	平成十八年 十月二十日	児童デイサービ ス

香川県告示第六百五十一号
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指
定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり
届出があった。

平成十八年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所 在 地	事業者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	変更年月日	サービスの種類
三七二〇〇 〇四一七	あいおい介護サー ビス	有限会社にしむら 高松市香川町浅野	平成十八年 十月十六日	居宅介護 重度訪問介護

和二十五年法律第二百十八号（第十二条第五項の規定に基づき告示する。）

平成十八年十月三十一日

香川県知事 真鍋 武紀

港湾施設の種類	名称	位置	数量	能力
係留施設 (物揚場)	御供所東物揚場	丸亀市富士見町二丁目九九番五八	延長 二五七・六メートル エプロン幅 四・五七・一メートル 水深 マイナス二・〇メートル	対象船舶 五トン未満
係留施設 (物揚場)	御供所西物揚場	丸亀市港町一四七番四外	延長 二六〇・三メートル エプロン幅 二・一五・六メートル 水深 マイナス二・〇メートル	対象船舶 五トン未満
水域施設 (泊地)	御供所東泊地	丸亀市富士見町二丁目九九番五八地先	面積 一、三五〇平方メートル 水深 マイナス二・〇メートル	
水域施設 (泊地)	御供所西泊地	丸亀市港町一四七番四地先	面積 四、四一五平方メートル 水深 マイナス二・〇メートル	

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月三十一日

香川県知事 真鍋 武紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年六月六日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ扇町・ふとんとギフトのカネチ 高松市扇町二丁目三六〇番二ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

1 市道における通行の安全と円滑の確保を図るための方策を講じること。

2 ゴミ・清掃、除草等を定期的に行う等、周辺の道路の適正利用促進に努めること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

1 意見書を提出した者

高松市内に居住する者

2 意見の概要

(一) 一般車両の通行により、来客用駐車場が通路化する恐れがあることから、周辺住民の生活環境を悪化させないよう、交通安全の確保や騒音の防止など、必要な対策を講じること。

(二) 荷さばき及び廃棄物等収集作業に伴う騒音が、周辺住民の生活環境に影響を与えないよう、必要な対策を講じること。

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年十月三十一日（火曜日）から同年十一月三十日（木曜日）まで

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十月十八日適当と決定した。
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十一月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十八年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市林地区 土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本村地区	高松市産業部土地改良課
高松市西植田 土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）葛谷南地区	"
高松市前田土 地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）辻尾池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）新池地区	"
高松市古高松 土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小山地区	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十月十八日認可した。

平成十八年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）小山池地区
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西長井地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、東内池地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東内池地区）を行うことについて平成十八年十月十八日認可した。

平成十八年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第七十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条第一項の規定に基づき、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨を、別冊（平成十八年公表分収支報告書の要旨）のとおり公表する。

平成十八年十月三十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦